

令和3年度 横浜市病床整備事前協議【公募要項】への質問に対する回答
 (質問の文言は、主旨、内容を変えない範囲で多少変更しています。)

NO	質問	回答
その他		
1	医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の取り扱いに関する資料における改正概要(案)や、いくつかの議事内容も踏まえての質問です。 病床の新設ならびに新規での参入が益々困難になっているように感じますが、何か意図があってのことでしょうか？	平成28年度に地域医療構想が策定され、病床整備に関しては、医療需要との整合性、地域医療連携の状況、計画の確実性などを総合的に評価する仕組みに変わっています。
2	当院では、回復期もしくは慢性期機能の病床の増床を検討しております。しかし、設備上、院内でこれ以上の増床が困難なため、精神科病床を回復期もしくは慢性期病床へ変換することは可能でしょうか？	回復期・慢性期病床の病床の配分を受けた上で、医療法上の精神科病床からの病床種別変更等の手続きが必要となります。
提出書類について		
3	「増床計画概要」「様式2」 今回の計画は、既存建物を改修及び増築(敷地面積も増加)を行うものとしています。この場合の「増床手法」は、「増改築」としてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	「様式2」 「1.現施設に関する事項」において、現在、建物は医療機関としての運営、届出はありません。そのため、「施設名称」「開設年」については空欄とし、「所在地」「建物築年数」のみを記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	「新設に係る提出不能資料」 新設のため、「様式4」「様式5-1」「様式5-2」「様式5-3」「様式7」「様式8-1(病院用)」「様式8-2(病院用)」は提出不要でよろしいでしょうか。	他の医療機関を運営している場合は、その医療機関のものを提出してください。
6	「様式12」 物件は、市街化調整区域に位置しております。そのため、「敷地の状況」においては、「計画を進める上で、現時点では支障がありますので、次の通り申し出ます。」をチェックし、その内容として、「(「市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針」について、建築局との事前協議を行います。)」という旨の記載を行うことでよろしいでしょうか。 また、建築局との事前協議は、本病院等開設等事前協議書提出後、同時進行で進めてもよろしいでしょうか。(建築局には一度伺っております)	市街化調整区域における医療施設の立地に関する事前相談の窓口は、当課(医療局医療政策課)となります。病院等開設等事前協議書等の作成・提出の前にご相談ください。なお、公募期間中のため、公平性の観点から、市街化調整区域における医療施設の立地に関すること以外の相談には応じかねますので、ご了承ください。
7	「様式13」 「1.横浜市関係部署との調整状況について」における「医療安全課との調整状況」にある「相談」とは何を示すでしょうか。	計画している医療機関の構造設備等が、医療法上の基準を満たしているかの相談となります。
8	「市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針(平成28年3月10日)」 市外からの新設となりますが、この場合、本指針第3条の別表1については、「①病床事前協議による新たな病床配分を受けた場合」の「移転」に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	市街化調整区域への病院の新設について、病床配分の有無に関わらず、市内の既存病院の移転に伴うものに限り、横浜市開発審査会提案基準第33号医療施設の建築行為等の特例措置に基づいた手続きが可能な場合があります。